

# 操作規則の手続きについて

淀川水系流域委員会  
第5回 委員会水位管理WG (H14.8.23)  
資料 3-2

- 操作規則(案)の作成
  - ↓
  - 関係行政機関との下協議
    - ↓
    - ダム使用権者(利水者)との下協議
      - ↓
      - 関係都道府県との下協議
        - ↓
        - 関係行政機関の長、ダム使用権者の長、関係都道府県の長との文書協議
          - ↓
          - 操作規則の承認

## 事例

瀬田川洗堰

(関係行政機関)

厚生労働大臣(水道関係)

経済産業大臣(工水関係)

農林水産大臣(農業用水)

総務大臣(自治関係)

(ダム使用権者)

○水道用水(8機関)

大阪府、大阪市、守口市、枚方市、尼崎市、伊丹市、西宮市、阪神水道企業団

○工業用水(7機関)

大阪府、伊丹市、尼崎市、西宮市、神戸市、大阪臨海工業用水道企業団

(関係都道府県)

大阪府・京都府・兵庫県  
滋賀県

一庫ダム

(関係行政機関)

厚生労働大臣(水道関係)

経済産業大臣(工水関係)

農林水産大臣(農業用水)

総務大臣(自治関係)

(ダム使用権者)

○水道用水(4機関)

兵庫県、池田市、川西市、豊能町

(関係都道府県)

大阪府、兵庫県、(京都府、滋賀県、奈良県、三重県)

\* 公団ダムのため、水系関係府県として()も協議対象

規則の変更に際しても同じ手続きが必要となる。